

教育委員会会議提出議案

第9号

福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成31年3月7日  
教 育 長

(理由)

「福岡県県立学校教育振興計画審議会」と「福岡県社会教育委員の会議」の統合及び「福岡県学校給食審議会」の廃止に伴い、当該審議会の組織及び運営等の必要事項を定めた規則を廃止するもの。

福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県社会教育委員会議規則等を廃止する規則

(福岡県社会教育委員会議規則及び福岡県県立学校教育振興計画審議会規則  
の廃止)

**第一条** 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県社会教育委員会議規則(昭和二十五年教育委員会規則第一号)

二 福岡県県立学校教育振興計画審議会規則(昭和四十四年教育委員会規則  
第十一号)

(福岡県学校給食審議会規則の廃止)

**第二条** 福岡県学校給食審議会規則(昭和二十八年教育委員会規則第四号)は、  
廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年七月七日から施行する。ただし、第二条の規定は、  
平成三十一年四月一日から施行する。

(福岡県学校給食審議会委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行の前日において福岡県学校給食審議会委員である者の任期  
は、福岡県学校給食審議会規則第六条の規定にかかわらず、その日に満了する。

## 附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

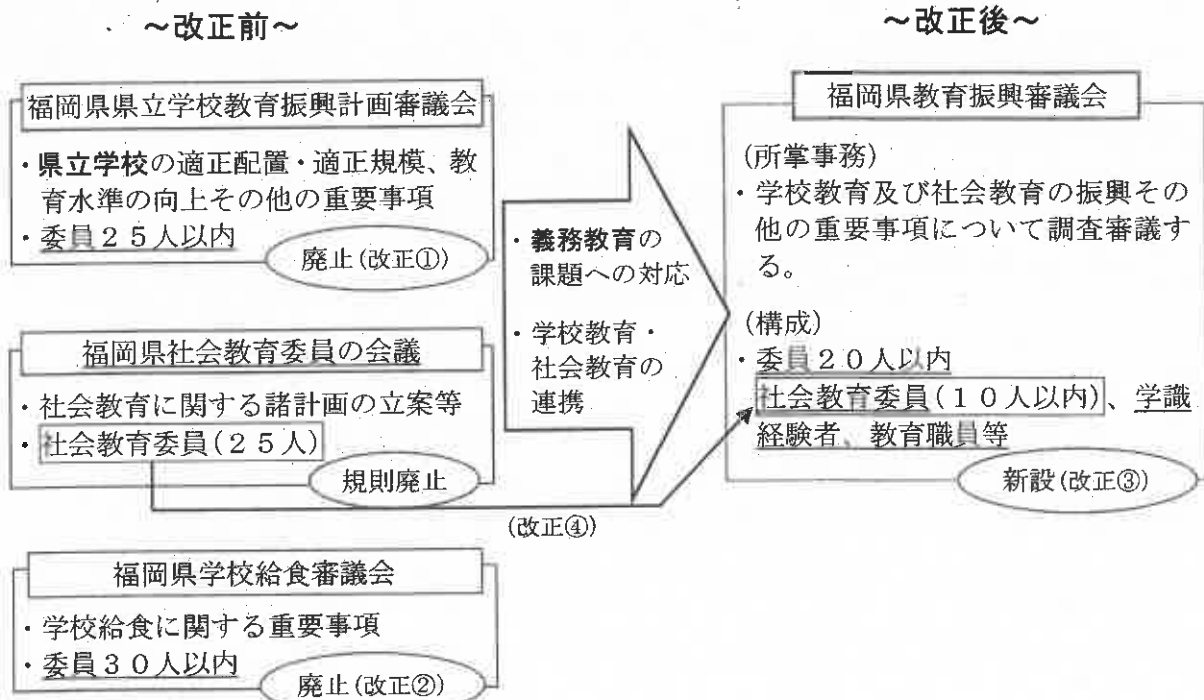
### 1 改正の理由

今後の社会の変化を見据え、学校教育及び社会教育における新たな課題に対応していくため、福岡県県立学校教育振興計画審議会及び福岡県社会教育委員の会議を統合し、新たに福岡県教育振興審議会を設置すること並びに所期の目的を達した福岡県学校給食審議会を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

- ・附属機関の設置に関する条例
  - ①「福岡県県立学校教育振興計画審議会」を廃止する。
  - ②「福岡県学校給食審議会」を廃止する。
  - ③新たに「福岡県教育振興審議会」を設置する。
- ・福岡県社会教育委員に関する条例
  - ④福岡県社会教育委員の定数を現行の25人から10人以内に改める。

#### 《参考：概略図》



※ 下線部は教育委員会規則で規定

### 3 施行期日

平成31年7月7日 ※既存の審議会等委員の任期満了日のうち、直近の満了日の翌日  
ただし、②については、平成31年4月1日